

熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年規則第56号）新旧対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 環境影響評価に関する手続等 (新設)</p> <p>第1節 方法書の作成等(第4条―第11条)</p> <p>第2節 準備書の作成等(第12条―第31条)</p> <p>第3節 評価書の作成等(第32条―第37条)</p> <p>第3章 対象事業の内容の修正等(第38条・第39条)</p> <p>第4章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第40条―第44条)</p> <p>第5章 事後調査の実施等(第45条―第49条)</p> <p>第6章 環境影響評価その他の手続の特例等</p> <p>第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例(第50条―第53条)</p> <p>第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続(第54条―第56条)</p> <p>第7章 環境影響評価法との関係(第57条)</p> <p>第8章 環境影響評価審査会(第58条―第63条)</p> <p>第9章 雑則(第64条・第65条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 環境影響評価に関する手続等 (新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 環境影響評価に関する手続等</p> <p>第1節 配慮書の作成等(第3条の2―第3条の9)</p> <p>第2節 方法書の作成等(第4条―第11条)</p> <p>第3節 準備書の作成等(第12条―第31条)</p> <p>第4節 評価書の作成等(第32条―第37条の2)</p> <p>第3章 対象事業の内容の修正等(第38条・第39条)</p> <p>第4章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第40条―第44条)</p> <p>第5章 事後調査の実施等(第45条―第49条)</p> <p>第6章 環境影響評価その他の手続の特例等</p> <p>第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例(第50条―第53条)</p> <p>第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続(第54条―第56条)</p> <p>第7章 環境影響評価法との関係(第57条)</p> <p>第8章 環境影響評価審査会(第58条―第63条)</p> <p>第9章 雑則(第64条・第65条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 環境影響評価に関する手続等</p> <p>第1節 配慮書の作成等</p> <p>(計画の立案の段階における決定事項)</p>

第3条の2 条例第4条の2の規則で定める事項は、対象事業が実施されるべき区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。

(配慮書の記載事項)

第3条の3 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、条例第4条の6の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における一般の意見の概要とする。

2 事業者は、条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の一般の意見についての当該事業者の見解を記載するよう努めるものとする。

(配慮書の送付部数)

第3条の4 配慮書の送付部数は、知事に対するものにあつては60部を基準として知事が定める部数とし、条例第4条の4に規定する市町村長に対するものにあつては当該市町村長の意見を聴いて知事が定める部数とする。

(配慮書の公表の方法)

第3条の5 事業者は、配慮書を作成したときは、当該配慮書及びこれを要約した書類を次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して適切な場所を定めて縦覧に供すること。

ア 事業者の事務所

イ 県の庁舎その他の県の施設

ウ 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設

エ アからウまでに掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施

設

(2) 次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うこと。

ア 事業者のウェブサイトへの掲載

イ 県のウェブサイトへの掲載

ウ 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。

2 前項各号に掲げる方法による公表は、配慮書及びこれを要約した書類の内容を周知するための相当の期間を定めて行うものとする。

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第3条の6 条例第4条の5第1項の規則で定める期間は、90日とする。

(配慮書についての意見の聴取)

第3条の7 事業者は、対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

2 事業者は、対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあつては、当該立案の過程において、対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるように努めるものとする。

第3条の8 事業者は、条例第4条の6の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日以上期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 事業実施想定区域の位置
 - (4) 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
 - (5) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
 - (6) 前号の書面の提出期限及び提出先その他書面の提出に必要な事項
- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
- (1) 熊本県公報又は県の広報紙への掲載
 - (2) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の公報又は広報紙への掲載及び当該市町村の掲示板への掲示
 - (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 3 第1項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。
- (1) 事業者の事務所
 - (2) 県の庁舎その他の県の施設
 - (3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設
- 4 第1項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
 - (2) 県のウェブサイトへの掲載

(3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。

5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第1項の事業者が定める期間内に、事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

(3) 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見（対象事業の廃止等の場合の公表の方法）

第3条の9 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 熊本県公報又は県の広報紙への掲載

(2) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の公報又は広報紙への掲載及び当該市町村の掲示板への掲示

(3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

2 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 条例第4条の7第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

(4) 条例第4条の7第1項第3号に該当した場合にあつては、引継により新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その

<p style="text-align: center;">第1節 方法書の作成等 (方法書の作成)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>条例第5条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにする</u> _____ <u>ものとする。</u></p> <p>6 <u>条例第5条第1項第5号の規則で定める事項は、条例第6条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域及びその認定理由とする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">第2節 方法書の作成等 (方法書の作成)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>条例第5条第1項第7号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <p>6 <u>条例第5条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第4条の6の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めたときは、当該意見の概要及び当該意見についての事業者の見解</u></p> <p>(2) <u>条例第4条の2の規定による事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容</u></p> <p>(3) <u>対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって1又は2以上の当該事業の実施が想定された区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果について記載した書類を環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の定めるところに従って作成した場合にあっては、次に掲げる事項</u></p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(方法書の送付部数)</p> <p>第6条 方法書の送付部数は、知事に対するものにあつては60部を基準として知事が定める部数とし、<u>条例第6条の地域を管轄する市町村(以下「管轄市町村」という。)</u>の長に対するものにあつては管轄市町村の長の意見を聴いて_____</p> <hr/> <p>_____知事が定める部数とする。</p> <p>(方法書について公告する事項)</p> <p>第9条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>ア 当該書類の内容</u></p> <p><u>イ 当該書類についての主務大臣の意見がある場合は、その意見</u></p> <p><u>ウ 当該書類についての関係する行政機関の意見がある場合は、その意見</u></p> <p><u>エ 当該書類についての一般の意見がある場合は、その概要</u></p> <p><u>オ イからエまでの意見についての事業者の見解</u></p> <p><u>カ 当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容</u></p> <p><u>(4) 条例第6条に規定する地域及びその認定理由</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(方法書の送付部数)</p> <p>第6条 方法書の送付部数は、知事に対するものにあつては60部を基準として知事が定める部数とし、<u>条例第6条に規定する地域を管轄する市町村(以下「管轄市町村」という。)</u>の長に対するものにあつては管轄市町村の長の意見を聴いて<u>知事が定める部数とし、その要約書の送付部数は、知事に対するものにあつては10部を基準として知事が定める部数とし、管轄市町村の長に対するものにあつては管轄市町村の長の意見を聴いて知事が定める部数とする。</u></p> <p>(方法書について公告する事項)</p> <p>第9条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>条例第6条に規定する地域</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p><u>(方法書の公表の方法)</u></p> <p>第9条の2 条例第7条の規定による方法書及びその要約書の公表は、次</p>
---	---

<p>(新設)</p>	<p><u>に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業者のウェブサイトへの掲載</u></p> <p><u>(2) 県のウェブサイトへの掲載</u></p> <p><u>(3) 管轄市町村の協力を得て、管轄市町村のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p><u>(方法書説明会の開催の日時及び場所)</u></p> <p><u>第9条の3 事業者は、参加する者の参集の便をできる限り考慮して方法書説明会の開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第6条に規定する地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(方法書説明会の開催の公告)</u></p> <p><u>第9条の4 第7条の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。</u></p> <p><u>2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p><u>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</u></p> <p><u>(3) 対象事業実施区域の位置</u></p> <p><u>(4) 条例第6条に規定する地域</u></p> <p><u>(5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(責めに帰することができない事由)</u></p> <p><u>第9条の5 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。</u></p> <p><u>(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催</u></p>

第2節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第12条 (略)

2 第4条第2項から第7項まで_____の規定は、条例第13条の規定により事業者が準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第4条第5項中「条例第5条第1項第4号」とあるのは「条例第13条第1項第5号」_____と読み替えるものとする。

(新設)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(準備書の送付部数)

第13条 準備書の送付部数は、知事に対するものにあつては60部を基準として知事が定める部数とし、関係市町村長に対するものにあつては関係市町村長の意見を聴いて知事が定める部数とし、要約書の送付部数は、知事に対するものにあつては10部を基準として知事が定める部数とし、関係市町村長に対するものにあつては関係市町村長の意見を聴い

が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されること
によって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第3節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第12条 (略)

2 第4条第2項から第5項まで及び第7項の規定は、条例第13条の規定により事業者が準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第4条第5項中「条例第5条第1項第7号」とあるのは「条例第13条第1項第5号」と、第4条第7項中「条例第5条第2項」とあるのは「条例第13条第2項において準用する条例第5条第2項」と読み替えるものとする。

3 第4条第6項の規定は、条例第13条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。この場合において、第4条第6項中「条例第6条に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(準備書の送付部数)

第13条 第6条の規定は、準備書及びその要約書の送付部数について準用する。この場合において、同条中「条例第6条に規定する地域を管轄する市町村(以下「管轄市町村」という。)の長」とあり、及び「管轄市町村の長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

て知事が定める部数とする。

(新設)

(説明会の開催)

第17条 事業者は、参加する者の参集の便をできる限り考慮して説明会の開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(説明会の開催の公告等)

第18条 第7条の規定は、条例第16条第2項
の規定による公告について準用する。この場合において、
第7条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と
読み替えるものとする。

2 条例第16条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 第16条第1号から第4号までに掲げる事項

(2) 説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第19条 条例第16条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(準備書の公表の方法)

第16条の2 第9条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書」とあるのは「準備書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の日時及び場所)

第17条 第9条の3の規定は、条例第16条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第9条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「条例第6条に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の公告等)

第18条 第7条の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第7条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

2 第9条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第9条の4中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第2項第4号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第19条 第9条の5の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第9条の5中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによ
って説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書の記載事項の周知)

第20条 条例第16条第4項の規定による周知は、次に掲げる方法のうち
適切な方法により行うものとする。

(1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求め
に応じて提供すること。

(2) 準備書の概要を公告すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるため
の適切な方法として知事が認めたもの

2 第7条の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。こ
の場合において、同条中「管轄市町村」とあるのは、「関係地域を管轄
する市町村」と読み替えるものとする。

第3節 評価書の作成等

(評価書の送付部数)

第34条 第13条の規定は、評価書及び要約書の送付部数について準用す
る。

(新設)

第5章 事後調査の実施等

(事後調査報告書の作成等)

第20条 削除

第4節 評価書の作成等

(評価書の送付部数)

第34条 第6条の規定は、評価書及びその要約書の送付部数について準
用する。この場合において、同条中「条例第6条に規定する地域を管轄
する市町村（以下「管轄市町村」という。）の長」とあり、及び「管轄
市町村の長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書の公表の方法)

第37条の2 第9条の2の規定は、条例第23条の規定による公表につい
て準用する。この場合において、第9条の2中「方法書」とあるのは
「評価書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町
村」と読み替えるものとする。

第5章 事後調査の実施等

(事後調査報告書の作成等)

<p>第 45 条 事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては<u>その名称</u>、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 対象事業の名称</p> <p>(3) 対象事業の目的及び内容 (新設)</p> <p><u>(4) 対象事業の工事の進ちよく状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われている事業活動の状況</u> (新設)</p> <p><u>(5) 事後調査の内容</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合にあつては、その者の氏名及び住所(法人にあつては<u>その名称</u>、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略) (新設)</p>	<p>第 45 条 事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、<u>その名称</u>、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 対象事業の名称</p> <p>(3) 対象事業の目的_____</p> <p><u>(4) 対象事業の種類及び規模、対象事業が実施された区域その他の対象事業の内容に関する事項</u></p> <p><u>(5) 対象事業の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われている事業活動の状況</u></p> <p><u>(6) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度</u></p> <p><u>(7) 事後調査の項目、手法及び結果</u></p> <p><u>(8) 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度</u></p> <p><u>(9) 専門家の助言を受けた場合にあつては、その内容と専門分野等</u></p> <p><u>(10) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合にあつては、その者の氏名及び住所(法人にあつては、<u>その名称</u>、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p>2 <u>前項の規定により同項第 9 号に掲げる事項を記載するに当たっては、できる限り専門家の所属機関の種別について明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第 23 条の規定による公告を行った事業者は、対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、事後調査報告書に記載しなければならない。</u></p> <p>4 (略) (事後調査報告書の公表の方法)</p>
--	--

第6章 環境影響評価その他の手続の特例等

第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例
(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の読替え等)

第50条 条例第37条の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)

第15条第1項の県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第32条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第47条の2 第9条の2の規定は、条例第34条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書及びその要約書」とあるのは「事後調査報告書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

第6章 環境影響評価その他の手続の特例等

第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例
(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)

第50条 条例第37条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の2	事業者	都市計画法(昭和43年法律第100号)第15条第1項の県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)
	対象事業	対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市

		計画に定められる場合における当該対象事業に係る都市施設（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第4条の3 第1項各 号列記以 外の部分	事業者	都市計画決定権者
第4条の3 第1項第1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第4条の3 第1項第2 号	対象事業	都市計画対象事業
第4条の3 第1項第3 号	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第4条の4	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業

					事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
				第4条の5及び第4条の6	事業者	都市計画決定権者
				第4条の7第1項	事業者 対象事業を実施しない	都市計画決定権者 対象事業等を都市計画に定めない
第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画法(昭和43年法律第100号)第15条第1項の県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)		第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る都市施設(以下「対象事業等」という。)を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)			対象事業	都市計画対象事業
第5条第1項第1号から第4号まで	事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事	都市計画決定権者の名称		第5条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる	都市計画決定権者の名称

	<u>務所の所在地</u>	
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
(新設)		
第6条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第7条から第10条まで	事業者	都市計画決定権者
第11条から第14条まで	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第15条から第20条まで	事業者	都市計画決定権者
第21条第	事業者	都市計画決定権者

	<u>事務所の所在地</u>	
	(削る)	
	(削る)	
第5条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第5条第1項第3号	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第5条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者
第5条第1項第7号	対象事業	都市計画対象事業
第6条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第7条から第10条まで	事業者	都市計画決定権者
第11条から第14条まで	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第15条から第20条まで	事業者	都市計画決定権者
第21条第	事業者	都市計画決定権者

1項各号列 記以外の 部分		
第21条第 1項第3号	対象事業	都市計画対象事業
第21条第 2項及び第 22条から 第24条ま で	事業者	都市計画決定権者
第25条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定によ り都市計画に定めよう
第26条第 1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業を実施 しない	対象事業等を都市計画に定め <u>ない</u>
第27条	を行う	が行われる
	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
	前条第2項	第26条第2項
第28条	を行った	が行われた
第29条	を行った	が行われた
	に行う	に行われる
	を行って	が行われて

1項各号列 記以外の 部分		
第21条第 1項第3号	対象事業	都市計画対象事業
第21条第 2項及び第 22条から 第24条ま で	事業者	都市計画決定権者
第25条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定によ り都市計画に定めよう
第26条第 1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業を実施 しない	対象事業等を都市計画に定め <u>ない</u>
第27条	を行う	が行われる
	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
	前条第2項	第26条第2項
第28条	を行った	が行われた
第29条	を行った	が行われた
	に行う	に行われる
	を行って	が行われて

2 前項に規定する場合においては、条例第5条第2項、条例第13条第2項並びに条例第26条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

(削る)

3 第1項に規定する場合においては、第4条から第42条まで(第39条第2項第4号、第41条及び第42条第3項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(削る)

第4条	条例第5条第1項第2号	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第5条第1項第3号	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第3号
	条例第5条第1項第4号	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第4号
	条例第5条第1項第5号	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第5号
	条例第6条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第5条	条例第6条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第6条	条例第6条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第7条	条例第7条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第8条	条例第7条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	事業者	都市計画決定権者

第9条	条例第7条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第6条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
	条例第8条第1項	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
	第10条	条例第8条第1項
第11条	条例第10条第1項	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
	事業者	都市計画決定権者
第12条	条例第13条第1項第1号	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第1号
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第13条第1項第4号	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第4号
	事業者	都市計画決定権者
	条例第13条第1項第5号	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第5号

	条例第13条第1項第6号イ	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第6号イ
	条例第13条第1項第6号ウ	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第6号ウ
	条例第13条第1項第6号エ	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第6号エ
第14条及び第15条	条例第15条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第16条	条例第15条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第17条第1項	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第17条	事業者	都市計画決定権者
第18条	条例第16条第2項	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第19条	条例第16条第4項	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項
	事業者	都市計画決定権者
第20条	条例第16条第4項	第50条第1項の規定により読み替えて

		適用される条例第 16 条第 4 項
第 21 条	条例第 17 条第 1 項	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 17 条第 1 項
第 22 条	条例第 19 条第 1 項	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 19 条第 1 項
第 23 条	事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 24 条及び第 30 条	対象事業	都市計画対象事業
第 31 条	条例第 20 条第 1 項	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 20 条第 1 項
第 32 条(見出しを含む。)	条例第 21 条第 1 項第 1 号	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条第 1 項第 1 号
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 6 条	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
	同条	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 33 条	条例第 21 条第 2 項	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条第 2 項

	事業者	都市計画決定権者
第 35 条及 び第 36 条	条例第 23 条	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて 適用される条例第 23 条
第 37 条	条例第 23 条	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて 適用される条例第 23 条
	事業者の氏名及び住 所(法人にあつてはそ の名称、代表者の氏 名及び主たる事務所 の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	第 38 条(見 出しを含 む。)	条例第 25 条ただし書
	同条ただし書	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて 適用される条例第 25 条ただし書
第 39 条	条例第 26 条第 1 項	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて 適用される条例第 26 条第 1 項
	事業者の氏名及び住 所(法人にあつてはそ の名称、代表者の氏 名及び主たる事務所 の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 26 条第 1 項各 号	第 50 条第 1 項の規定により読み替えて 適用される条例第 26 条第 1 項各号

第40条(見出しを含む。)	条例第27条第2項	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
	同条	第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条

(新設)

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替)

第50条の2 条例第37条第1項の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第15条第1項の県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)が環境影響評価その他の手続を行う場合における第3条の2から第42条まで(第3条の9第2項第4号、第4条第7項、第39条第2項第4号、第41条及び第42条第3項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条の2	条例第4条の2	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
	対象事業	都市計画対象事業
第3条の3第1項	条例第4条の3第1項第5号	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項第5号
	条例第4条の6	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の6
第3条の3第2項	事業者	都市計画決定権者
	条例第4条の3第1項	第50条の規定により読み替えて適用

		される条例第4条の3第1項
第3条の4	条例第4条の4	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の5第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
	条例第4条の4	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の6	条例第4条の5第1項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
第3条の7	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第3条の8第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	条例第4条の6	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の6
第3条の8第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第3条の8第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第3条の	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域

	8第1項 第3号		
	第3条の 8第2項 から第5 項まで	条例第4条の4	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
		事業者	都市計画決定権者
	第3条の	対象事業	都市計画対象事業
	9（見出 しを含 む。）	条例第4条の7第1項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の7第1項
		条例第4条の4	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
		事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その 名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所 在地)	都市計画決定権者の名称
		条例第4条の7第1項 各号	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の7第1項各号
		第4条	条例第5条第1項第2 号
		対象事業	都市計画対象事業
		対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
		条例第5条第1項第3 号	第50条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第3号
		条例第5条第1項第7 号	第50条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第7号

	<u>条例第5条第1項第8号</u>	第50条の規定により読み替えて適用される <u>条例第5条第1項第8号</u>
	<u>条例第4条の6</u>	第50条の規定により読み替えて適用される <u>条例第4条の6</u>
	<u>条例第4条の2</u>	第50条の規定により読み替えて適用される <u>条例第4条の2</u>
	<u>事業者</u>	都市計画決定権者
	<u>条例第6条</u>	第50条の規定により読み替えて適用される <u>条例第6条</u>
第5条	<u>条例第6条</u>	第50条の規定により読み替えて適用される <u>条例第6条</u>
	<u>対象事業実施区域</u>	都市計画対象事業実施区域
第6条	<u>条例第6条</u>	第50条の規定により読み替えて適用される <u>条例第6条</u>
第7条	<u>条例第7条</u>	第50条の規定により読み替えて適用される <u>条例第7条</u>
第8条	<u>条例第7条</u>	第50条の規定により読み替えて適用される <u>条例第7条</u>
	<u>事業者</u>	都市計画決定権者
第9条	<u>条例第7条</u>	第50条の規定により読み替えて適用される <u>条例第7条</u>
	<u>事業者の氏名及び住所 (法人にあつてはその 名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在 地)</u>	都市計画決定権者の名称

		対象事業	都市計画対象事業
		対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
		条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条
		条例第8条第1項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
	第9条の2	条例第7条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第7条
		事業者	都市計画決定権者
	第9条の3	事業者	都市計画決定権者
		条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条
	第9条の4	条例第7条の2第2項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
		事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
		対象事業	都市計画対象事業
		対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
		条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条
		事業者	都市計画決定権者
	第9条の5	条例第7条の2第4項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
		事業者	都市計画決定権者

	第10条	条例第8条第1項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
	第11条	条例第10条第1項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
		事業者	都市計画決定権者
	第12条	条例第13条第1項第1号	第50条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第1号
		対象事業	都市計画対象事業
		第5項まで及び第7項	第5項まで
		条例第13条の	第50条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項の
		事業者	都市計画決定権者
		条例第5条第1項第7号	第50条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第7号
		「条例第13条第1項第5号」と、第4条第7項中「条例第5条第2項」とあるのは「条例第13条第2項において準用する条例第5条第2項」	「第50条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第5号」
		条例第13条第1項第8号	第50条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第8号
		条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条
		条例第13条第1項第4	第50条の規定により読み替えて適用

	号	される条例第13条第1項第4号
	条例第13条第1項第6号イ	第50条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第6号イ
	条例第13条第1項第6号ウ	第50条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第6号ウ
	条例第13条第1項第6号エ	第50条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第6号エ
第13条	条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条
第14条及び第15条	条例第15条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第15条
第16条	条例第15条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第15条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつてはその 名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在 地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第17条第1項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第16条の2	条例第15条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第15条
第17条	条例第16条第1項	第50条の規定により読み替えて適用

		される条例第 16 条第 1 項
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 18 条	条例第 16 条第 2 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条第 2 項
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 19 条	条例第 16 条第 2 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条第 2 項
	事業者	都市計画決定権者
第 21 条	条例第 17 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 17 条第 1 項
第 22 条	条例第 19 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 19 条第 1 項
第 23 条	事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその 名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在 地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	事業者及び	都市計画決定権者及び
第 24 条 及び第 30 条	対象事業	都市計画対象事業
第 31 条	条例第 20 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用

		される条例第20条第1項
第32条 (見出し を含む。)	条例第21条第1項第1号	第50条の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項第1号
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条
	同条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条
第33条	条例第21条第2項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項
	事業者	都市計画決定権者
第34条	条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条
第35条 及び第36 条	条例第23条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第23条
第37条	条例第23条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第23条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその 名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在 地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第37条	条例第23条	第50条の規定により読み替えて適用

の2		される条例第23条
第38条 (見出し を含む。)	条例第25条ただし書	第50条の規定により読み替えて適用される条例第25条ただし書
	同条ただし書	第50条の規定により読み替えて適用される条例第25条ただし書
第39条	条例第26条第1項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項
	事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその 名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在 地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第26条第1項各号	第50条の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項各号
第40条 (見出し を含む。)	条例第27条第2項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条
	同条	第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条

(都市計画に係る手続との調整)

第51条 前条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条又は条例第23条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替え

(都市計画に係る手続との調整)

第51条 第50条の規定により読み替えて適用される条例第15条又は条例第23条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替え

て適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うものとする。

2 (略)

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第52条 第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第50条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更についての条例第27条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者又は対象事業を実施している者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第27条第2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条第2項	事業者は、第23条	都市計画決定権者は、熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号。以下「規則」という。)第50条第1項の規定により読み替えて適用される第23条
	第5条第1項第2号	規則第50条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第1項第2号
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第27条第1項の規	第1項の規	第27条第1項の規定は、都市計画決定権者が規則第

て適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うものとする。

2 (略)

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第52条 第50条の規定により読み替えて適用される条例第23条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第50条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更についての条例第27条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者又は対象事業を実施している者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第27条第2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条第2項	事業者は、第23条	都市計画決定権者は、熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号。以下「規則」という。)第50条の規定により読み替えて適用される第23条
	第5条第1項第2号	規則第50条の規定により読み替えて適用される第5条第1項第2号
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第27条第1項の規	第1項の規	第27条第1項の規定は、都市計画決定権者が規則

条第3項	定は、第23条	50条第1項の規定により読み替えて適用される第23条
	第5条第1項第2号	規則第50条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第1項第2号
	(略)	(略)
	行うものに限る。)」	行われるものに限る。)」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第21条第1項」とあるのは「規則第50条第1項の規定により読み替えて適用される第21条第1項」

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第53条 (新設)

- 1 事業者が条例第5条第1項の規定により方法書を作成してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者(事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画に

条第3項	定は、第23条	第50条の規定により読み替えて適用される第23条
	第5条第1項第2号	規則第50条の規定により読み替えて適用される第5条第1項第2号
	(略)	(略)
	行うものに限る。)」	行われるものに限る。)」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第21条第1項」とあるのは「規則第50条の規定により読み替えて適用される第21条第1項」

(事業者の行う環境影響評価との調整)

- 第53条 事業者が条例第4条の4の規定による公表を行ってから条例第5条第1項の規定により方法書を作成するまでの間において、当該配慮書に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該配慮書に係る事業者(事業者が既に条例第4条の4の規定により当該配慮書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)にその旨の通知をしたときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第37条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

- 2 事業者が条例第5条第1項の規定により方法書を作成してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者(事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画に

係る対象事業についての条例第37条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は、都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は、都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第37条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第23条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第3章第3節及び第4節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第37条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第23条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

係る対象事業についての条例第37条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

3 前2項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は、都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は、都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

4 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第37条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

5 第3項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

6 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第23条の規定による公告を行うまでの間において、第4項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第3章第4節及び第5節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第37条第1項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第23条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)

第55条 条例第40条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中 読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3章第2節の節名及び第11条の見出し	(略)	(略)
第11条	(略)	(略)
	前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針	(略)
	(略)	(略)
第12条の見出し	(略)	(略)
第12条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第13条	(略)	(略)
	第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項	港湾管理者の

第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)

第55条 条例第40条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中 読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3章第3節の節名及び第11条の見出し	(略)	(略)
第11条	(略)	(略)
	前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針	(略)
	(略)	(略)
第12条の見出し	(略)	(略)
第12条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第13条	(略)	(略)
	第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項	港湾管理者の名称

第 22 条から第 24 条まで	(略)	(略)
第 4 章の章名	(略)	(略)
第 25 条(見出しを含む。)	(略)	(略)
	(略)	(略)
第 26 条の見出し	(略)	(略)
第 26 条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第 27 条の見出し	(略)	(略)
第 27 条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

第 22 条から第 24 条まで	(略)	(略)
第 4 章の章名	(略)	(略)
第 25 条(見出しを含む。)	(略)	(略)
	(略)	(略)
第 26 条の見出し	(略)	(略)
第 26 条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第 27 条の見出し	(略)	(略)
第 27 条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

	(略)	(略)
第6章の章名	(略)	(略)
第34条(見出しを含む。)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第35条	(略)	(略)

(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の準用)

第56条 第2章第2節から第5章まで(第39条第2項第4号、第41条から第44条まで、第48条及び第49条を除く。)の規定は、条例第40条第1項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12条	条例第13条第1項第1号	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第1号
	対象事業	対象港湾計画
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	条例第13条第1項第	条例第40条第2項において準用する条

	(略)	(略)
第6章の章名	(略)	(略)
第34条(見出しを含む。)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第35条	(略)	(略)

(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の準用)

第56条 第2章第3節から第5章まで(第12条第4項、第39条第2項第4号、第41条から第44条まで、第45条第3項、第48条及び第49条を除く。)の規定は、条例第40条第1項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12条	条例第13条第1項第1号	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第1号
	対象事業	対象港湾計画
	第5項まで及び第7項	第5項まで
	条例第13条の	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項の
	事業者	港湾管理者
	「条例第13条第1項第5	「条例第40条第2項において準用

	5号	例第13条第1項第5号
	(新設)	
	(新設)	
	条例第13条第1項第6号イ	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第6号イ
	条例第13条第1項第6号ウ	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第6号ウ
	条例第13条第1項第6号エ	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第6号エ
第14条	(略)	(略)
第15条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第16条	(略)	(略)
	事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称
	(略)	(略)
	(略)	(略)

	号」と、第4条第7項中「条例第5条第2項」とあるのは「条例第13条第2項において準用する条例第5条第2項」	する条例第13条第1項第5号」
	第4条第6項の	第4条第6項(第1号から第3号までの規定を除く。)の
	条例第13条第1項第8号	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第8号
	条例第13条第1項第6号イ	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第6号イ
	条例第13条第1項第6号ウ	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第6号ウ
	条例第13条第1項第6号エ	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第6号エ
第14条	(略)	(略)
第15条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第16条	(略)	(略)
	事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	(略)	(略)
	(略)	(略)

	(略)	(略)
(新設)		
第 17 条	事業者	港湾管理者
第 18 条	(略)	(略)
第 19 条	条例第 16 条第 4 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 16 条第 4 項
	(略)	(略)
第 20 条	条例第 16 条第 4 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 16 条第 4 項
第 21 条	条例第 17 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 17 条
第 22 条	(略)	(略)
第 23 条	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域

	(略)	(略)
第 16 条の 2	条例第 15 条	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 15 条
第 17 条	条例第 16 条第 1 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 16 条第 1 項
第 18 条	(略)	(略)
第 19 条	条例第 16 条第 2 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 16 条第 2 項
	(略)	(略)
(削る)		
第 21 条	条例第 17 条第 1 項	条例第 40 条第 2 項において準用する条例第 17 条第 1 項
第 22 条	(略)	(略)
第 23 条	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域

	事業者	港湾管理者
第24条及び第30条	(略)	(略)
第31条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第32条 (見出しを含む。)	(略)	(略)
	(略)	(略)
第33条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第35条	(略)	(略)
第36条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第37条	(略)	(略)
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称
	(略)	(略)

	事業者及び	港湾管理者及び
第24条及び第30条	(略)	(略)
第31条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第32条 (見出しを含む。)	(略)	(略)
	(略)	(略)
第33条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第35条	(略)	(略)
第36条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第37条	(略)	(略)
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	(略)	(略)

	(略)	(略)
(新設)		
第3章 の章名	(略)	(略)
第38条 (見出し を含む。)	(略)	(略)
第39条 (見出し を含む。)	(略)	(略)
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第40条 (見出し を含む。)	(略)	(略)
	(略)	(略)
第5章	(略)	(略)

	(略)	(略)
第37条 の2	条例第23条	条例第40条第2項において準用する条例第23条
第3章 の章名	(略)	(略)
第38条 (見出し を含む。)	(略)	(略)
第39条 (見出し を含む。)	(略)	(略)
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第40条 (見出し を含む。)	(略)	(略)
	(略)	(略)
第5章	(略)	(略)

の章名		
第 45 条	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称
	対象事業	対象港湾計画
	(新設)	
	の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われている事業活動の状況	に定められる港湾開発等の工事完了後の工作物において行われている事業活動の状況
	事後調査	港湾事後調査
第 46 条	(略)	(略)
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称
	(略)	(略)
	(略)	(略)

の章名		
第 45 条	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業	対象港湾計画
	対象事業の種類及び規模、対象事業が実施された区域	対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積、対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施された区域
	の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われている事業活動の状況	に定められる港湾開発等の工事完了後の工作物において行われている事業活動の状況
	事後調査	港湾事後調査
第 46 条	(略)	(略)
	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	(略)	(略)
	(略)	(略)

第 47 条	(略)	(略)
	(略)	(略)
(新設)		

第 7 章 環境影響評価法との関係

(法対象事業に係る規則の読替え)

第 57 条 第 44 条から第 47 条までの規定は、法対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 44 条	(略)	(略)
第 45 条	事業者	法の事業者
	対象事業	法対象事業
	(新設)	
第 46 条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第 47 条	(略)	(略)
(新設)		

第 9 章 雑則

(送付の様式)

第 64 条 次の表の左欄に掲げる送付は、それぞれ同表の右欄に掲げる様

第 47 条	(略)	(略)
	(略)	(略)
第 47 条 の 2	条例第 34 条第 2 項	条例第 40 条第 2 項において準用する 条例第 34 条第 2 項

第 7 章 環境影響評価法との関係

(法対象事業に係る規則の読替え)

第 57 条 第 44 条から第 47 条の 2 までの規定は、法対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 44 条	(略)	(略)
第 45 条	事業者	法の事業者
	対象事業	法対象事業
	条例第 23 条	条例第 42 条第 1 項において準用する条例第 2 3 条
第 46 条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第 47 条	(略)	(略)
第 47 条 の 2	条例第 34 条第 2 項	条例第 42 条第 1 項において準用する条例第 3 4 条第 2 項

第 9 章 雑則

(送付の様式)

第 64 条 次の表の左欄に掲げる送付は、それぞれ同表の右欄に掲げる様

式により行うものとする。

(新設)	
(略)	(略)

別表第1(第2条関係)

事業の種類	事業の要件
1 条例別 表第1号に 掲げる事業 の種類	(略)
2 条例別 表第2号に 掲げる事業 の種類	(略)
3 条例別 表第3号に 掲げる事業 の種類	(略)
4 条例別 表第4号に 掲げる事業	(略)

式により行うものとする。

条例第4条の4の規定による送付	別記様式第3号の2
(略)	(略)

別表第1(第2条関係)

事業の種類	事業の要件
1 条例別 表第1号に 掲げる事業 の種類	(略)
2 条例別 表第2号に 掲げる事業 の種類	(略)
3 条例別 表第3号に 掲げる事業 の種類	(略)
4 条例別 表第4号に 掲げる事業	(略)

の種類		の種類	
5 条例別 表第 5 号に 掲げる事業 の種類	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (新設)	5 条例別 表第 5 号に 掲げる事業 の種類	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) <u>出力が 5,000 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業 (次のいずれにも該当する場合を除く。)</u> <u>ア 当該風力発電所の発電設備の新設をする場所の周囲 1 キロメートルの範囲内に学校、病院、診療所、住宅、寄宿舍、下宿その他の静穏を必要とする建築物が存在しないこと。</u> <u>イ 当該事業が実施されるべき区域内に次のいずれかに該当する区域が存在しないこと。</u> <u>(ア) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) 第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域</u> <u>(イ) 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号) 第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域</u> <u>(ロ) 都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号) 第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区</u> <u>(エ) 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号) 第 36 条第 1 項の規</u>

		<p><u>定により指定された生息地等保護区</u></p> <p>(㊴) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区</u></p> <p>(㊵) <u>特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域</u></p> <p>(㊶) <u>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域</u></p> <p>(㊷) <u>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域</u></p> <p>(㊸) <u>熊本県立自然公園条例（昭和 33 年熊本県条例第 45 条）第 6 条の規定により指定された県立自然公園の区域</u></p> <p>(㊹) <u>熊本県自然環境保全条例（昭和 48 年熊本県条例第 50 号）第 11 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第 19 条第 1 項の規定により指定された緑地環境保全地域、又は同条例第 23 条第 1 項の規定により指定された郷土修景美化地域</u></p> <p>(㊺) <u>熊本県景観条例（昭和 62 年熊本県条例第 7 号）第 2 条第 3 項に規定する景観形成地域又は同条例第 2 条第 4 項に規定する特定施設届出地区の区域</u></p> <p>(㊻) <u>熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 34 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区</u></p> <p>ウ <u>当該事業が実施されるべき区域内に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定によ</u></p>
--	--	---

	(新設)		<p><u>り指定された史跡、名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断できるものに限る。）若しくは天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）又は同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観が存在しないこと。</u></p> <p><u>エ 当該事業が実施されるべき区域内に熊本県文化財保護条例（昭和 51 年熊本県条例第 48 号）第 35 条第 1 項の規定により指定された熊本県指定史跡、熊本県指定名勝又は熊本県指定天然記念物（標本及び動物又は植物に種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）が存在しないこと。</u></p> <p><u>オ 当該事業が事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとることが確実であると見込まれるものとして知事が認めるものであること。</u></p> <p><u>(8) 出力が 5,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業（(7)のアからオまでのいずれにも該当する場合を除く。）</u></p>
6 条例別表第 6 号に掲げる事業の種類	(略)	6 条例別表第 6 号に掲げる事業の種類	(略)
7 条例別表第 7 号に掲げる事業の種類	(略)	7 条例別表第 7 号に掲げる事業の種類	(略)
8 条例別	(1) (略)	8 条例別	(1) (略)

表第 8 号に掲げる事業の種類	(2) 熊本県地下水保全条例(平成 2 年熊本県条例第 52 号)第 23 条第 1 号に規定する指定地域(以下「地下水保全地域」という。)における土地区画整理事業である事業((1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域(最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。)の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。)	表第 8 号に掲げる事業の種類	(2) 熊本県地下水保全条例(平成 2 年熊本県条例第 52 号)第 25 条第 1 号に規定する指定地域(以下「地下水保全地域」という。)における土地区画整理事業である事業((1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域(最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。)の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。)
9 条例別表第 9 号に掲げる事業の種類	(略)	9 条例別表第 9 号に掲げる事業の種類	(略)
10 条例別表第 10 号に掲げる事業の種類	(略)	10 条例別表第 10 号に掲げる事業の種類	(略)
11 条例別表第 11 号に掲げる事業の種類	(略)	11 条例別表第 11 号に掲げる事業の種類	(略)
12 条例別表第 12 号に掲げる事業の種類	(略)	12 条例別表第 12 号に掲げる事業の種類	(略)
13 条例別表第 13 号に掲げる事業の種類	(略)	13 条例別表第 13 号に掲げる事業の種類	(略)

14 条例別 表第 14 号 に掲げる事 業の種類	(略)
15 条例別 表第 15 号 に掲げる事 業の種類	(略)
16 条例別 表第 16 号 に掲げる事 業の種類	(略)
17 条例別 表第 17 号 に掲げる事 業の種類	(略)
18 条例別 表第 18 号 に掲げる事 業の種類	(略)
19 条例別 表第 19 号 に掲げる事 業の種類	(略)
20 その他 の造成事業	(略)

14 条例別 表第 14 号 に掲げる事 業の種類	(略)
15 条例別 表第 15 号 に掲げる事 業の種類	(略)
16 条例別 表第 16 号 に掲げる事 業の種類	(略)
17 条例別 表第 17 号 に掲げる事 業の種類	(略)
18 条例別 表第 18 号 に掲げる事 業の種類	(略)
19 条例別 表第 19 号 に掲げる事 業の種類	(略)
20 その他 の造成事業	(略)

別表第2(第32条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	(略)	(略)
2 別表第1の1の項の(5)に該当する対象事業	(略)	(略)
3 別表第1の2の項の(1)に該当する対象事業	(略)	(略)
4 別表第1の2の項の(2)又は(3)に該当する対象事業	(略)	(略)
5 別表第1の2の項の(4)に該当する対象事業	(略)	(略)
6 別表第1の3の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	(略)	(略)
7 別表第1の3の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	(略)	(略)
8 別表第1の4の項に該当する対象事業	(略)	(略)
9 別表第1の5の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	(略)	(略)
10 別表第1の5の項の	(略)	(略)

別表第2(第32条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	(略)	(略)
2 別表第1の1の項の(5)に該当する対象事業	(略)	(略)
3 別表第1の2の項の(1)に該当する対象事業	(略)	(略)
4 別表第1の2の項の(2)又は(3)に該当する対象事業	(略)	(略)
5 別表第1の2の項の(4)に該当する対象事業	(略)	(略)
6 別表第1の3の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	(略)	(略)
7 別表第1の3の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	(略)	(略)
8 別表第1の4の項に該当する対象事業	(略)	(略)
9 別表第1の5の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	(略)	(略)
10 別表第1の5の項の	(略)	(略)

(3)又は(4)に該当する対象事業			(3)又は(4)に該当する対象事業		
11 別表第1の5の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	(略)	(略)	11 別表第1の5の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	(略)	(略)
(新設)			12 別表第1の5の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
				対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
12 別表第1の6の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	(略)	(略)	13 別表第1の6の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	(略)	(略)
13 別表第1の6の項の(3)から(6)までに該当する対象事業	(略)	(略)	14 別表第1の6の項の(3)から(6)までに該当する対象事業	(略)	(略)
14 別表第1の7の項に該当する事業	(略)	(略)	15 別表第1の7の項に該当する事業	(略)	(略)
15 別表第1の8の項、9の項、11の項及び12の項に該当する対象事業	(略)	(略)	16 別表第1の8の項、9の項、11の項及び12の項に該当する対象事業	(略)	(略)
16 別表第1の10の項、13の項、15の項及び20の項に該当する対象事業	(略)	(略)	17 別表第1の10の項、13の項、15の項及び20の項に該当する対象事業	(略)	(略)
17 別表第1の14の項	(略)	(略)	18 別表第1の14の項	(略)	(略)

に該当する対象事業		
18 別表第 1 の 16 の項 に該当する対象事業	(略)	(略)
19 別表第 1 の 17 の項 に該当する対象事業	(略)	(略)
20 別表第 1 の 18 の項 に該当する対象事業	(略)	(略)
21 別表第 1 の 19 の項 に該当する対象事業	(略)	(略)

別表第 3(第 40 条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
1 別表第 1 の 1 の項の (1)から(4)までに該当 する対象事業	(略)	(略)
2 別表第 1 の 1 の項の (5)に該当する対象事業	(略)	(略)
3 別表第 1 の 2 の項の (1)に該当する対象事業	(略)	(略)
4 別表第 1 の 2 の項の (2)又は(3)に該当する 対象事業	(略)	(略)
5 別表第 1 の 2 の項の (4)に該当する対象事業	(略)	(略)
6 別表第 1 の 3 の項の	(略)	(略)

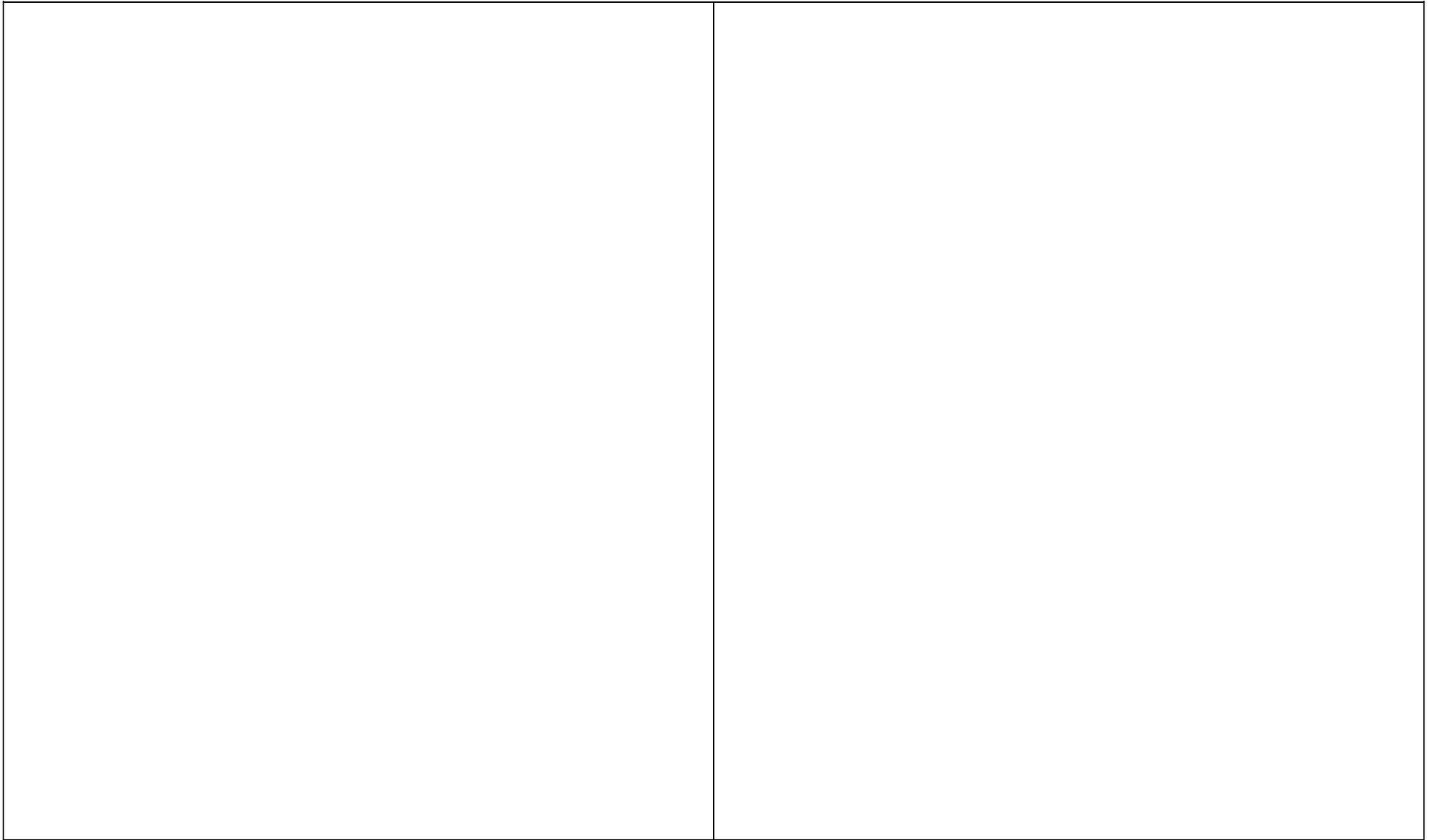
に該当する対象事業		
19 別表第 1 の 16 の項 に該当する対象事業	(略)	(略)
20 別表第 1 の 17 の項 に該当する対象事業	(略)	(略)
21 別表第 1 の 18 の項 に該当する対象事業	(略)	(略)
22 別表第 1 の 19 の項 に該当する対象事業	(略)	(略)

別表第 3(第 40 条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
1 別表第 1 の 1 の項の (1)から(4)までに該当 する対象事業	(略)	(略)
2 別表第 1 の 1 の項の (5)に該当する対象事業	(略)	(略)
3 別表第 1 の 2 の項の (1)に該当する対象事業	(略)	(略)
4 別表第 1 の 2 の項の (2)又は(3)に該当する 対象事業	(略)	(略)
5 別表第 1 の 2 の項の (4)に該当する対象事業	(略)	(略)
6 別表第 1 の 3 の項の	(略)	(略)

(1)又は(2)に該当する対象事業			(1)又は(2)に該当する対象事業		
7 別表第1の3の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	(略)	(略)	7 別表第1の3の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	(略)	(略)
8 別表第1の4の項に該当する対象事業	(略)	(略)	8 別表第1の4の項に該当する対象事業	(略)	(略)
9 別表第1の5の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	(略)	(略)	9 別表第1の5の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	(略)	(略)
10 別表第1の5の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	(略)	(略)	10 別表第1の5の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	(略)	(略)
11 別表第1の5の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	(略)	(略)	11 別表第1の5の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(新設)			12 別表第1の5の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
				対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から30メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
				発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
12 別表第1の6の項	(略)	(略)	13 別表第1の6の項	(略)	(略)

の(1)又は(2)に該当する対象事業			の(1)又は(2)に該当する対象事業		
13 別表第1の6の項の(3)から(6)までに該当する対象事業	(略)	(略)	14 別表第1の6の項の(3)から(6)までに該当する対象事業	(略)	(略)
14 別表第1の7の項に該当する事業	(略)	(略)	15 別表第1の7の項に該当する事業	(略)	(略)
15 別表第1の8の項、9の項、11の項及び12の項に該当する対象事業	(略)	(略)	16 別表第1の8の項、9の項、11の項及び12の項に該当する対象事業	(略)	(略)
16 別表第1の10の項、13の項、15の項及び20の項に該当する対象事業	(略)	(略)	17 別表第1の10の項、13の項、15の項及び20の項に該当する対象事業	(略)	(略)
17 別表第1の14の項に該当する対象事業	(略)	(略)	18 別表第1の14の項に該当する対象事業	(略)	(略)
18 別表第1の16の項に該当する対象事業	(略)	(略)	19 別表第1の16の項に該当する対象事業	(略)	(略)
19 別表第1の17の項に該当する対象事業	(略)	(略)	20 別表第1の17の項に該当する対象事業	(略)	(略)
20 別表第1の18の項に該当する対象事業	(略)	(略)	21 別表第1の18の項に該当する対象事業	(略)	(略)
21 別表第1の19の項に該当する対象事業	(略)	(略)	22 別表第1の19の項に該当する対象事業	(略)	(略)



(新設)

別記様式第3号の2(第64条関係)

配 慮 書 送 付 書

年 月 日

熊本県知事又は

様

市町村長

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

熊本県環境影響評価条例第4条の4の規定により、別添のとおり配慮書を送付します。

対象事業の名称		
対象事業の種類		
対象事業の規模		
対象事業実施想定区域の位置		
対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域		
対象事業の概要		
連絡先	住所	
	所属	
	担当者名	
	電話番号	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 対象事業の種類欄には、環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類を記載してください。
- 3 対象事業実施想定区域の位置欄には、当該区域の主な町名及び番地まで記載してください。

別記様式第4号(第64条関係)

方法書送付書

年 月 日

熊本県知事又は

様

市町村長

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

熊本県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり方法書を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域の位置	
対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域	
対象事業の概要	
連絡先	住所
	所属
	担当者名
	電話番号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 対象事業の種類欄には、環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類を記載してください。
- 3 対象事業実施区域の位置欄には、当該区域の主な町名及び番地まで記載してください。

別記様式第4号(第64条関係)

方法書送付書

年 月 日

熊本県知事又は

様

市町村長

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

熊本県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり方法書及び要約書を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域の位置	
対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域	
対象事業の概要	
連絡先	住所
	所属
	担当者名
	電話番号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 対象事業の種類欄には、環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類を記載してください。
- 3 対象事業実施区域の位置欄には、当該区域の主な町名及び番地まで記載してください。

別記様式第10号(第65条関係)

(表)

第 号
熊本県環境影響評価条例第44条第3項の規定による身分証明書
所属、職名及び氏名
年 月 日
熊本県知事 印

(裏)

熊本県環境影響評価条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、_____対象事業実施区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。

3 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A8とします。

別記様式第10号(第65条関係)

(表)

第 号
熊本県環境影響評価条例第44条第3項の規定による身分証明書
所属、職名及び氏名
年 月 日
熊本県知事 印

(裏)

熊本県環境影響評価条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、事業実施想定区域又は対象事業実施区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。

3 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A8とします。